

中学生用

福祉教育副読本

ともに生きる

(第7回改訂版)



大田原市立野崎中学校 生徒作品

大田原市社会福祉協議会

中学生用
ともに生きる



1年 組
2年 組
3年 組
名 前

※3年生の学年末には、家に持ち帰りましょう。

ありがとう運動

日本一「ありがとう」があふれる学校づくり・まちづくり

大田原市教育委員会

この本は、赤い羽根
共同募金の配分金で
印刷しているのよ！

赤い羽根共同募金運動
は、「じぶんのまちを良く
するしぐみ」なんだよ！
調べてみてね。

愛ちゃん と 希望くん



©中央共同募金会

SDGsとふくし

「SDGs」と聞いて、何を思い浮かべますか？

「ふくし」とどんなつながりがあるでしょうか？

「SDGs」とは、『だれひとり取り残されない世界の実現のために立てられた「持続可能な開発目標』』のことをいいます。

「持続可能」とは、「何かをし続けられる」ということです。私たちが「SDGs」の達成に向けて取組んでいくことは、だれひとり取り残されない世界でともに生き続けられることにつながるのです。

私たちが生きるこの社会で、世界中がさまざまな課題に直面するなか、私たちは何ができるでしょうか。

ひとりひとり、みんながそれを考えて、行動していくことがとても大切です。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

日本ユニセフ協会

目 次

はじめに

「福祉」って？ 困ったときに誰かに相談しますか？ ······	1
---------------------------------	---

I 福祉の課題について知ろう

1 現代社会と福祉の課題 ······	2
2 大田原市のようす ······	5
3 地域に住む人々の「ふだんのくらしのしあわせ」を知ろう ······	7

II 共に生きる ふくしのまちづくり

～協働のまちづくり～ ······	9
1 大田原市（行政） ······	10
2 大田原市社会福祉協議会（社協） ······	11
3 ボランティア活動ってなんだろう ······	12
4 大田原市内のボランティア活動 ······	13
5 赤い羽根共同募金 ······	17

III やってみよう

1 地域の特色を考えよう ······	18
2 体験しよう ······	20
3 未来を考えよう ······	21

資料

1 福祉を学習するときのポイント ······	22
2 障害って何だろう ······	23
3 実際に活動する際に注意すること ······	27
4 大田原市内の社会福祉施設 ······	28
5 福祉に関する表示 ······	34
6 災害にも強い地域づくり ······	35
7 大田原市子ども権利条例 ······	36
8 主な相談先 ······	37

はじめに

日本は現在、人口に対する高齢者の割合が高い少子高齢化と、人口減少が進んでいます。そのため、家庭や地域社会、会社、学校など、これまで個人と社会とを結び付けていたつながりが少なくなり、社会から孤立してしまう人が増えていく傾向があります。私たち一人一人が、これからどのように生きていくかを話し合い、考えていく時代が来ています。

みなさんが住んでる地域には、小さな子どもや、高齢の人、生活する上で障がいを感じる人など、色々な人が暮らしています。誰もが住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うするため「新たな支え合い」の環境を整え、地域住民、事業者そして行政等、地域にかかる全ての人が、それぞれの役割を果たしながら地域の多様な課題に取り組んでいく必要があります。

大田原市(行政)と大田原市社会福祉協議会では、『おたがいをおもいやりたがいにわらってくらせるまち大田原を目指して』を基本理念に、「大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動を進めています。

また、私たちが暮らしている身近な地域では、市内12地区社会福祉協議会ごとに、住民による小地域福祉活動計画の策定・推進、地域で孤立しやすい方への見守りや支援を行う安心生活見守り事業、地域の問題解決力を高めていくための話し合いの場である協議体等、自分の住む地域をより良くするために地域住民自らが地域福祉活動に取り組んでいます。

地域共生社会のまちづくりのため、この福祉教育副読本「ともに生きる」は、学校やおおたわら小・中学校福祉教育研究会のみなさん、写真や文を使わせてくださったみなさんのご協力をいただいて作りました。印刷には、多くの市民のみなさんからいただいている赤い羽根共同募金のお金を使っています。そうした「みんなの支え合い」の気持ちからこの本が生まれました。中学生のみなさんへの贈り物です。ぜひ活用してください。



みなさんは、どのようなときに「自分はしあわせだ」と感じますか？お腹いっぱいご飯を食べたときですか？プレゼントをもらったときですか？それとも、友だちと遊んでいるときですか？いろいろなしあわせがありますが、みなさんに知ってほしいしあわせがあります。

それは、「自分を支えてくれる人がいる」というしあわせです。家族は話を聞いてくれたり、あなたの生活を支えてくれたりしています。友だちは、一緒に遊んだり、悩みを聞いてくれたり、心を支えてくれたりします。地域に住む人々も助け合いながら生活しています。「あなたを支えてくれる人がいること」が、みなさんにとって何よりしあわせなことです。

～福祉とは、みんなの「ふだんの くらしの しあわせ」
自分のしあわせ、みんなのしあわせを、一緒に考えていくこと～

福祉とは“しあわせ”を意味します。そして、助け合うことにより、生活を充実させることができます。普段の何気ない人と人とのかかわりも、助け合いであります「福祉」なのです。この本を通して、福祉について、よりよい地域づくりについて考えていきましょう。

困ったときに誰に相談しますか？

困っているときに、話せる人はいますか？

それが、あなたを支えてくれる人です。支えてくれる場所です。

そして、みなさんは、人の支えになっていますか？だれかのしあわせを作っていますか？生まれてきたことが親にとっての支えかもしれません。友だちの相談にのることで、その友だちはしあわせと感じているかもしれません。

みなさんは、人を支えることもできるのです。

人に頼ることは決して悪いことではありません。家族、友だち、先生など身近な方に相談してみてください。

もし、「身近な人には話しにくい」ということがあれば、みなさんの気持ちを受け止めてくれる専門の方に相談してみましょう。

I 福祉の課題について知ろう

1 現代社会と福祉の課題

今日の日本社会には、私たちが共に助け合い、思いやりにあふれた社会を築いていくうえで、解決しなければならない様々な問題があります。

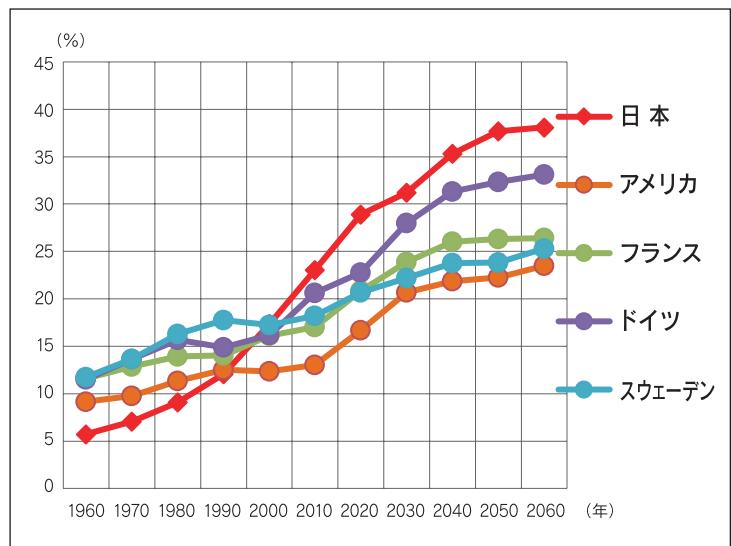
高齢化

2020年現在、日本は世界でも有数の長寿国となっています。そして、高齢者(65歳以上)の人口の割合と女性の平均寿命(87.7歳)は世界1位です。(男性の平均寿命(81.6歳)は世界第2位)。男女平均の健康寿命(日常生活に制限のない期間)も74.1歳で世界第1位です。

2060年には、人口の約40%が高齢者の、超高齢社会※になることが予測され、平均寿命とともに健康寿命を伸ばすことが期待されています。

※超高齢社会：高齢者(65歳以上)の全人口に占める割合が、21%を越えた状態

〈図1〉主な国の65歳以上の人口の割合の推移



資料：人口統計資料集2017

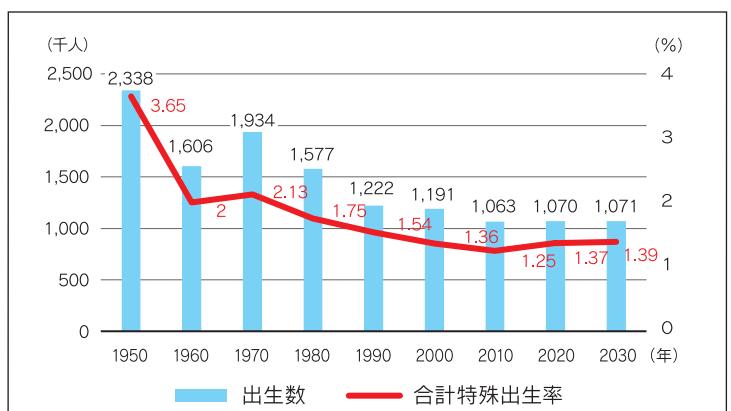
少子化

高齢者が増加する中、生まれてくる子どもの数は、1970年代半ば以降急激に減少しています。多くの高齢者を少人数の人々で支えていく社会が始まっているのです。

少子化の影響は、高齢化や労働力の減少に伴う経済成長の低下、社会保障費の負担増、家族形態の変化や地域の過疎化などが進行すると予測されています。

※合計特殊出生率：ひとりの女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかの数値で、この率が2.08を下回ると人口は将来減少する

〈図2〉日本の出生数・合計特殊出生率*



資料：人口統計資料集2017

単独世帯化

現在の日本では、今まで増加してきた世帯総数が今後は減少する一方で、単独世帯数の割合は増えていく見込みです。

単独世帯の方は、地域で様々の人とかかる機会が減り、地域のつながりが希薄になっていくことが心配されています。

高齢者など単独世帯の在宅生活を支えるため、社会参加や生活支援など、地域で様々な取組が行われています。

※単独世帯：ひとりで生活している世帯

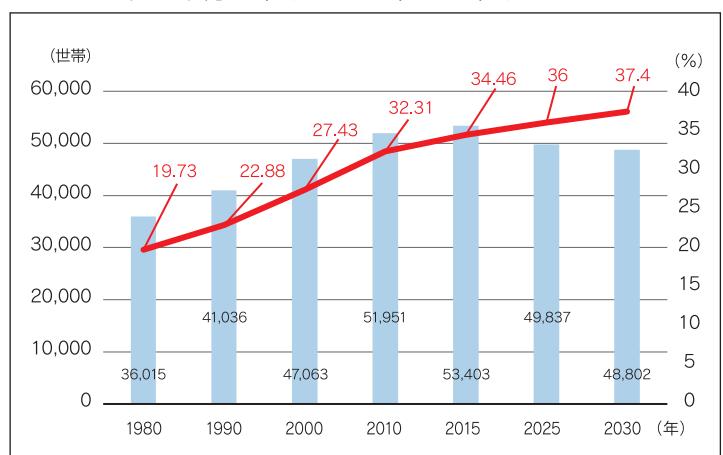
右のグラフからも、65歳以上のひとり暮らしの高齢者が年々増加していることが分かります。それにともなって、必要なサービスや支援につながらないまま、孤立死の問題も生じています。

地域ではボランティアなどによる見守り、声かけ、配食などが行われています。

※孤立死：従来から周囲との交流がなく、地域から（社会的に）孤立している状況の中で、誰にもみとられず一人で亡くなること。

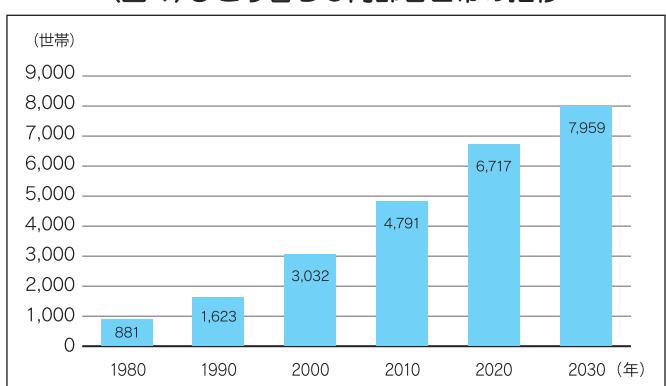
☆ 4つの資料から気づいたこと、感じたことをまとめてみましょう。

〈図3〉総世帯数および単独世帯数の割合



資料：人口統計資料集2017

〈図4〉ひとり暮らし高齢者世帯の推移



資料：内閣府 高齢社会白書 令和4年度版

※中学3年生の「公民」の学習では、福祉の課題について詳しく学びます。

参照：「社会保障のしくみ」、「社会保障制度と財政」など



これらの問題は、生きている限り誰もが必ず経験する問題です。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場など人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。

しかし、現在では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という、人々の暮らしにおける支え合いの基盤が弱まってきています。そのため、関係性を再構築することにより、地域の絆を強め、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、人口減少の波は、社会経済の担い手の減少を招き、様々な課題が顕在化し、地域社会の存続への危機感が生まれています。人口減少を乗り越えていく上で、農福連携など、福祉や産業などの領域を超えて繋がり、地域社会全体を支えていくことが重要となっています。

さらに、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯でいくつもの課題を抱え、複合的な支援が必要になり、対象者別の制度では対応が困難な問題が増えています。

こうした背景から、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が**我が事**として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域と共に創っていく『地域共生社会』を目指しています。

コラム 福祉と年金

若い人には自分が高齢者になった時、どうせ年金なんてないだろうから年金保険料を納めなくてもいいだろうと考える人もいます。しかし、国民年金制度には障害を負った時の障害年金も含まれています。そのため、未納があると受給できません。誰もが病気やケガで障害を負い福祉制度を利用する側になるかもしれない、そのリスクに備える為に重要です。20歳になって通知が届いたら、国民年金加入の手続きをすることが必要です。

〈20代前半にケガで障害を負った人の例〉

年金保険料を納めていない（たった数年未納でも）、障害者になってしまっても障害年金が受給できない。そのため、体に負担がかかって具合が悪い日が続いても休むことができず、働かざるをえない状況になってしまった。



福祉は、今困っている人のためだけでなく、「自分のため」でもあるのです。

2 大田原市のようす

(1) 児童福祉

現代は、地域のつながりが希薄化していることが一因となって、子育てに関する不安や孤立感を抱える保護者が増えてきています。

〈図1〉〈図2〉は就学前の保育園通園児童数及び学童保育館の利用児童数を表すグラフです。就労形態の変化や、核家族化にともなって、就学前児童数は減っているにもかかわらず、これらの利用数は増えているのが分かります。

(2) 高齢者人口の推移

市内の人口と高齢化率の推移は〈図3〉のとおりで、急速に高齢化が進んでいることが分かります。※高齢化率：人口に占める満65歳以上の人口の割合

65歳以上の高齢者の中には、現役で働いている人や、地域活動やボランティア活動に取り組む人など、社会参加をしている元気な人たちがたくさんいます。

また、寝たきりやひとり暮らしをしているために、毎日の生活をしていくうえで援助が必要な人たちがいます。〈図4〉のような要援護高齢者の数は年々増加しています。

(3) 様々な障がい

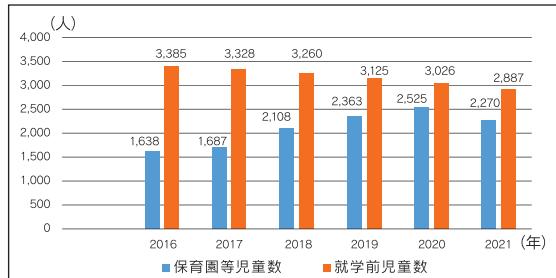
市内には、様々な障害により生活に不自由な部分がある人がいます〈図5〉。このような人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を申請し、取得することによって、いろいろな行政のサービスを受けることができます。

また、障害者差別解消法(平成28年制定)により合理的配慮の提供を求めることができます。

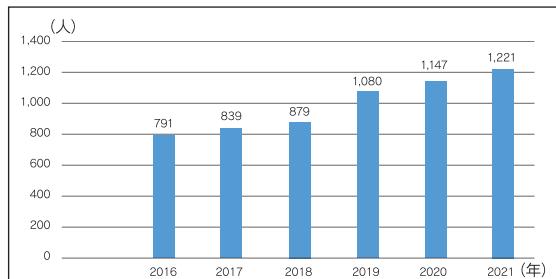
(資料編 P26参照)

注：様々な障害により、生活に不自由がある人すべてが手帳を持っているとは限りません。

〈図1〉保育園等児童数及び就学前児童数の推移

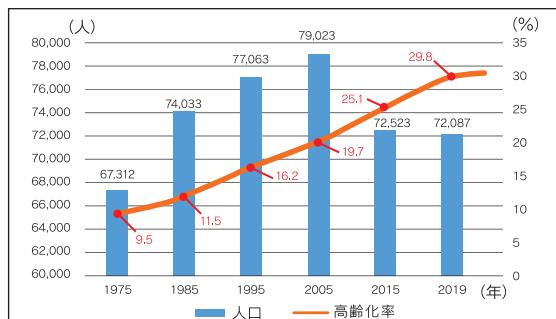


〈図2〉学童利用児童数の推移



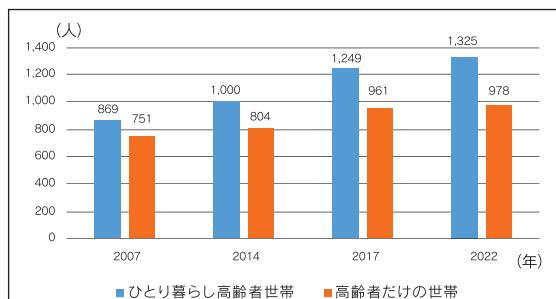
資料:大田原市子ども・子育て支援事業計画

〈図3〉大田原市の人口と高齢化率の推移

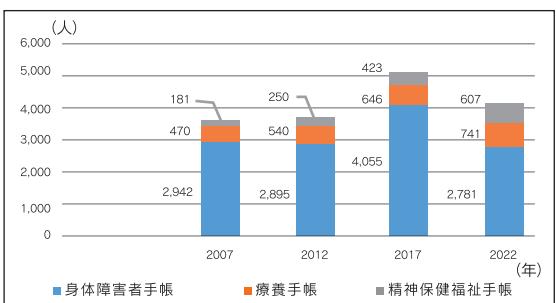


資料:国勢調査(2000年以前は合併前市町村の合計)

〈図4〉大田原市の要援護高齢者の推移



〈図5〉大田原市の障害者手帳所持者数の推移



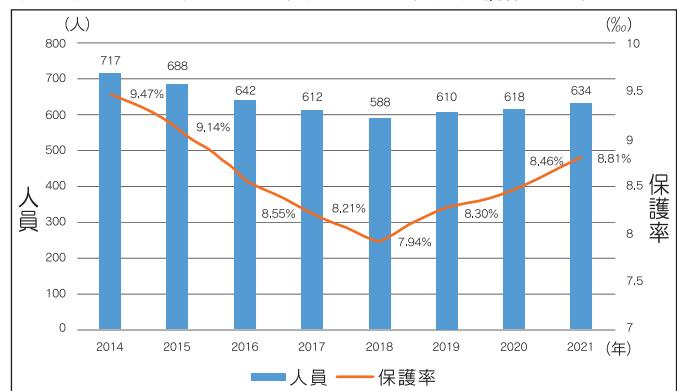
(4) 貧困の問題

〈図6〉は大田原市の生活保護※ 人員と保護率(‰:パーセント)の推移を表しています。

年々、生活保護人員は減少し、保護率も低下していましたが、平成30年を境にそれぞれ増加、上昇に転じています。また、生活保護の相談件数も増えており、最低限度の収入はあっても貧困を感じている人が多く存在していると考えられます。

※生活保護:生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度。

〈図6〉 大田原市の生活保護人員と保護率(‰)の推移



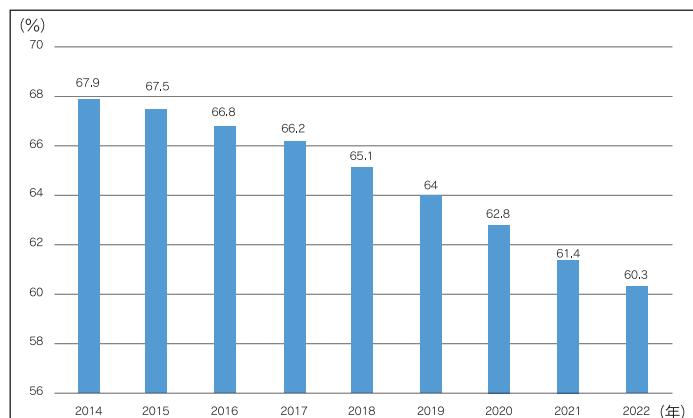
(5) 地域の福祉

地域のコミュニティ活動は、自治会を中心に防犯や防災、環境保全、高齢者の見守りなどの活動に取り組んでいます。ライフスタイルや家族構成の多様化にともない、〈図7〉で分かるように自治会の加入率は年々減少しています。

地域の中でのつながりの希薄化により、以前に比べて近所づきあいや声をかけ合うことが少なくなりました。

そのようなことから、地域で支え合う力が弱くなる傾向にあると言えます。

〈図7〉 自治会加入率の推移



☆ 大田原市の福祉に関して、どのような課題があるか、自分の考えを書いてみよう。

3 地域に住む人々の「ふだんの暮らしのしあわせ」を知ろう

ここまでで、地域にはどのような課題があるのか気づきましたか。少子・高齢化・障害・貧困・地域のつながりの希薄化・孤立等、自分とは関係のない「他人事」と思つていませんか。

福祉とは、みんなの「ふだんの暮らしのしあわせ」です。地域には、様々な暮らしをしている人がいます。みなさんの周りの人の普段の暮らしと、その思いについて考えましょう。

家のことはだいたい自分でやります。車には乗れないし、家族は遠くに住んでいるので、買い物や病院に行くのに困ることがあります。一人でいるので、「しっかりしなくちゃ」とがんばっていますが、具合が悪くなることが心配です。

近所のお友達が家に来てお茶飲みをしたり、ほほえみセンターに行つてみんなと輪投げをしたり、お話をしたりするのが樂しみです。

(高齢でひとり暮らしの方)



50代から聞こえにくくなり、今ではほとんど聞こえません。合唱のサークルやお友達とお話をしていても、良く聞き取ることができず、話の内容が分からなくなっていました。間違ったことを言ってしまうこともあって、人と会うのがいやになり、ほとんど出かけなくなりました。家でも家族と一緒にテレビを見ている時にみんなが楽しそうに笑っていても、何で笑っている分からなくて、とても寂しく孤独を感じます。

(高齢で難聴の方)

以前は会社で働いていましたが、脳の病気で目が全く見えなくなったときは、本当にショックで、これからどうしていったらいいのか途方にくれました。近くに住んでいる目が見えない人が、生活に必要なことを色々と教えてくれたので助かりました。今は、見えなくなった人の相談を受ける活動をしていて、月に何回か、バスと電車に乗って事務所へ出かけます。移動だけでなく、どんな人が集まっているのか、資料に何が書かれているのかなど、同行援護のヘルパーさんが情報を伝えてくれます。

(目が見えない方)



私は30歳の頃、うつの波がある病気になり、「頭が働かない、体が動かないとき」と「活発に動けるとき(パーティーで踊れるくらい)」の差があります。見た目は普通だから、だるくて寝ているとサボっていると思われやすいのがつらいです。

犬を飼っていて、散歩中の「犬友」との会話が楽しいです。

(うつの波がある方)

20代の息子は、重い発達障害があります。まさか自分が障害児の親になるとは思ってもみませんでした。

息子は、できることと、できないことの差がものすごく大きくて、手先の器用さは人の3倍くらいです。音が人の10倍くらいの大きさで聞こえるので、ものすごくびっくりして落ち着かなくなり、頭痛もひどくなります。普段はイヤーマフ※をつけています。苦手な部分、得意な部分を知って見守ってほしいです。

(発達にでこぼこがある方の保護者)



※イヤーマフ…耳全体を覆うタイプの防音保護具



私は女の子として生まれました。中学生の時に自分の性に違和感を感じました。今は自分が女性なのか男性なのかと聞かれるとよく分かりません。女性だと感じる時期と、男性だと感じる時期があります。親や周りに理解されない、認めてもらえないことがつらくて、うつの症状もあります。

(トランスジェンダーの方)



刑を終え、更生したい、やり直したいという思いで社会復帰を目指しています。定期的に保護司さんと面談をして、仕事や生活の様子などをお話し、相談にのってもらっています。困ったことや悩みがあっても、相談できる人がほとんどいないので孤独です。

更生したいと思ってがんばっています。特別な目で見ないで、普通の人と同じように接してほしい、見守ってほしいです。

(刑を終えた方)



来日して2年目です。市内の工場で働き、家族に仕送りをしています。週1回、仕事が終わった後に、国際交流会の日本語教室に行き、日本語検定3級を目指してがんばっています。

休みの日には友達とバドミントンをするのが樂しみです。日本の食べ物では、ラーメンが大好きです。

(20代 在日外国人)

みなさんは「ユニバーサルデザイン」という言葉を聞いたことがありますか？障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいように、あらかじめ街や生活環境をデザインするという考え方です。地域全体のユニバーサルデザインをめざして、みなさん一人一人が様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々と相互に理解を深め、コミュニケーションをとって支え合っていくことが大切です。

地域のみんなで支え合って暮らしていくために、どんなことができるか考えてみましょう。

II 共に生きる ふくしのまちづくり

～協働のまちづくり～

“ふだんのくらしのしあわせ”を感じるのは誰でしょう。

しあわせを感じるのは私たちです。そしてその感じ方は人それぞれです。人間は一人では生きていけません。他者とのかかわりや人と共に生きるということが大切です。

社会の変化や多様化に対応していくためには、地域に住む人々が抱える、生活のしにくさや不安などの福祉問題を、地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、知恵を出し合い、協力し合って解決し、暮らしやすいまちをつくることが必要です。「自分たちのまちを自分たちでつくる」ということです。

そこで、地域の課題解決のカギとなるのが、「**協働**」です。協働とは、行政・施設・社会福祉協議会・ボランティア・地域住民等が、地域の問題を共有し、それぞれの特性を生かしながら、みんなで解決していくこうとする取組のことです。協働を機能させていくためには、きっかけがつかめない人、地域のことに関心が薄い人などが参加できるよう、また限られた人ばかりでなく、みんなで話し合えるよう、場所や機会といった環境や基盤、仕組を整える必要があります。

住み慣れた地域において、行政と地域等が互いの特性や立場を十分に理解し認め合いながら、支え合い、助け合えるよう、地域に住む一人一人が安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んでいきたいですね。



1 大田原市(行政)

日本国憲法は、第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」(生存権)と定めています。

さらに、この条文を受けて、社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者総合支援法、老人福祉法、障害者差別解消法など、福祉に関する様々な法律が制定されています。

大田原市では、市民と行政が互いに知恵を出し合い、連携と協働による新たなまちづくりを進めていくための指針となる「おおたわら国造りプラン」を策定し、保健福祉分野では、「いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり」に努めています。

大田原市の福祉関係予算と保健福祉部

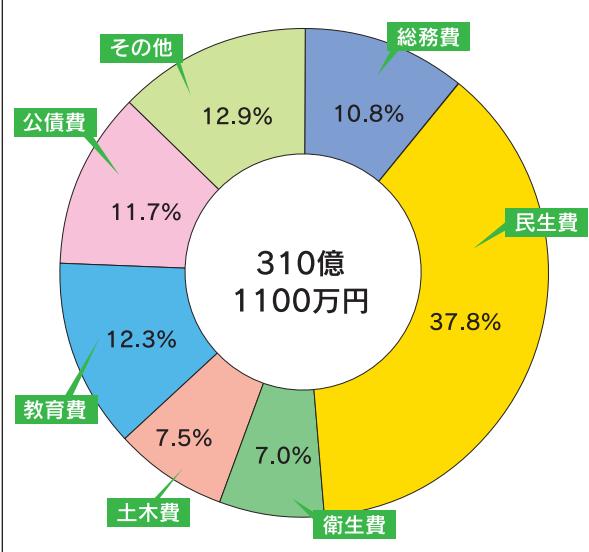
〈図2〉では、福祉関係予算として一般会計の民生費と介護保険特別会計の合計を示しています。福祉予算の使われ方は〈表1〉のようになっています。

市の予算は、市のホームページでることができます。新年度の福祉関係予算も調べてみましょう。

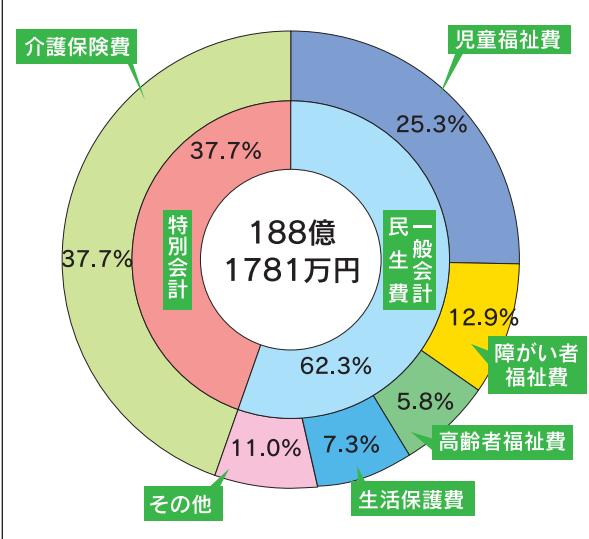
〈表1〉福祉関係予算の内容

項目	主な使いみち
児童福祉費	保育園運営費、学童保育館(放課後児童クラブ)等運営補助費、児童手当対策費、母子福祉費、医療助成費(妊娠婦を含む)など
障害者福祉費	自立支援給付事業費、地域生活支援事業費、医療助成費など
高齢者福祉費	敬老費、高齢者いきがい対策事業費、後期高齢者医療事業費など
生活保護費	生活費・住宅費・教育費・介護費・医療費・出産費・生業費の扶助など
介護保険費	保険給付(介護サービス・介護予防サービス)、地域支援事業費、保健福祉事業費、ほほえみセンター管理費など

〈図1〉令和4年度大田原市一般会計予算内訳



〈図2〉令和4年度福祉関係予算内訳



2 大田原市社会福祉協議会(社協)



社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体です。

(社会福祉法第109条)

大田原市社会福祉協議会は、「ともに生きる豊かな地域社会の実現」を目指し、「人の力」「地域の力」「つながりの力」を活かしながら活動しています。

1

困りごとを抱えている人を支援

個別の相談、困りごとを解決するために、一緒に考えたり、関係機関につないだりする。



2

支援の必要な方を支える地域を支援

個別の困りごとを解決するために、地域の人たちが助け合っていくことを支援。



3

互いに支え合える地域づくりを支援

個別の生活課題を自分のこと、地域の課題としてとらえ、地域の福祉力を高めるための支援。



地域の福祉課題を地域に暮らすみんなで話し合い、みんなで考え、みんなでより良い地域を創るために支援をしたり、一緒に取り組んだりしています。



「
身近な支え合いに
ついての話し合い」

○地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進(行政と協働)

おたがいを おもいやり
たのしく わらってくらせるまち
大田原を目指して



【主な事業】

○総合相談事業

- ・心配ごと相談
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・低所得者への貸付事業

○日常生活自立支援事業

- ・判断能力不十分な方の金銭管理等

○介護保険サービス

○障害者福祉サービス

○その他のサービス

- ・車いす、リフト付き自動車貸出

○12地区の小地域福祉活動を支援

- ・地区社会福祉協議会の支援
- ・生活支援体制整備事業の推進
～ささえ愛の地域づくり～
- ・安心生活見守り事業の推進
～お互いさまの見守りと生活支援、見守りを通したつながりづくり～

○ボランティア活動の推進

- ・ボランティア講座
- ・ボランティアコーディネート

活動したい人としてほしい人の橋渡し

○災害にも強い地域づくり事業

○災害ボランティアセンターの運営

- ・災害ボランティア講座

○ふくし共育(福祉教育)推進事業

- ・福祉教育副読本「ともに生きる」配付
- ・学校と地域がつながるふくし共育支援

○「おおたわら社協だより」・「おおたわら子ども社協だより」の発行

○福祉のまちづくり市民参加運営

- ・会員加入の促進

○寄付の受け入れ・配分

○赤い羽根共同募金運動

- ・「自分のまちをよくするしくみ」

4 ボランティア活動ってなんだろう



- 「ボランティア」という言葉から思いつく身のまわりの具体的な例を挙げてみよう。また それはだれが だれのためにしていることか考えてみよう。

身のまわりの具体的な例	だれが	だれのために
1		
2		
3		
4		
5		

- インターネットや最近の新聞を活用し「ボランティア」という言葉が出ている記事を探し下のア～力について考えてみよう。

● 記事の内容 「」

ア 何のためにするのか

イ いつするのか

ウ どこでするのか

エ だれがするのか

オ だれのためにするのか

カ 記事を読んだ感想

☆この作業を通して感じたこと、思ったことを発表し合ってみよう。

「ボランティア(volunteer)」とはもともと、「志願者」「有志者」という意味をもつ言葉です。自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のことです。

1995年(平成7年)に阪神・淡路大震災が起きた年は、ボランティア元年と言われています。また、東日本大震災や熊本地震、大雨や台風による水害・土砂災害などで多くのボランティアの方が現地で支援している様子をテレビなどで目にします。

ボランティア活動は、無理なく生活の一部として、意志さえあれば「いつでも、どこでも、だれにでもできる」活動です。自分たちが生活する地域を、さらに住みよい地域にするため、同じ地域に住む仲間として、問題点や解決策を自発的に考えたり、実践したりすることなのです。学校や家族、近所の人など、身近なところに目を向けることから始めましょう。



5 大田原市内のボランティア活動

(1) 小地域福祉活動

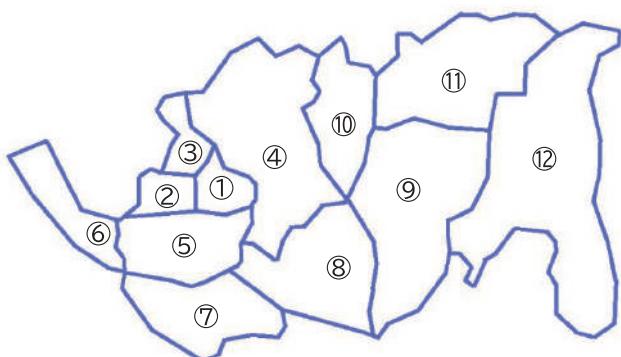
だれもが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、お互いさまの気持ちで行う住民同士の支え合い、地域ぐるみの活動のことです。

大田原市では、地域のみなさんがいろいろなボランティア活動に取り組んでいます。

地区社会福祉協議会(地区社協)

地区社協は、11ページで紹介した 市社会福祉協議会とは異なり、住民の自主組織で、自分たちの住む地域を自分たちで住みよくしていくために活動をしています。

市内には12の地区社協があり、ひとり暮らし高齢者への食事サービスや、子どもの見守り、ふくし祭りの開催など、お互いに協力し合い地区ごとに特色ある様々な活動を行っています。



- ① 大田原東部地区社協
- ② 大田原西部地区社協
- ③ 紫塚地区社協
- ④ 金田地区社協
- ⑤ 親園地区社協
- ⑥ 野崎地区社協
- ⑦ 佐久山地区社協
- ⑧ 湯津上地区社協
- ⑨ 黒羽地区社協
- ⑩ 川西地区社協
- ⑪ 両郷地区社協
- ⑫ 須賀川地区社協

地区社会福祉協議会の活動の様子

各地区社協では小地域活動計画を策定し、『目指す地域像』を掲げて活動しています。活動の一部を紹介します。

①東部地区社協

『東部地区から広がる
共助の輪』



子どもの見守り

②西部地区社協

『あったかな 笑顔あふれる
西部地区』



食事サービス

③紫塚地区社協

『ほっとすまいる紫塚』



支え合いマップづくり

④金田地区社協

『手を取り合い 絆深まる
かねだの未来』



認知症サポーター養成講座

⑤親園地区社協

『ゆかい パワフル
絆のちかその』



プチッと交流お出かけ買物ツアー

⑥野崎地区社協

『のびのび ざわざわ
きずな和く輪く』



居場所活動

⑦佐久山地区社協

『笑顔咲く佐久山』



外出支援事業

⑧湯津上地区社協

『LOVE ゆづかみ』



小学生との豊年棒づくり

⑨黒羽地区社協

『ロマン香る 黒羽』



見守り隊茶話会

⑩川西地区社協

『おたがい今まで ささえ愛
ながら 生きていく川西地区』



おひさまカフェ

⑪両郷地区社協

『やさしさいっぱい
やすらぎの両郷』



両郷地区運動会

⑫須賀川地区社協

『声をかけあいみんなで協力し
安心して生活できる須賀川地区に
しよう』



花車の祭典

自治会

自治会は、地域内に住む人々によって組織された団体で、地域内の様々な共通課題の解決に取り組むとともに、市や関係機関と連携しながら、明るく住みよいまちづくりのために活動しています。

市内には169の自治会があり、地域活性化や自主防犯・自主防災などの活動を行っています。また、それらの活動を通して地域とのつながりづくりを行っています。

《活動例》黒羽田町自治会

自治会を中心にくろばね田町夏まつり実行委員会が組織され、大勢の人々で地域を盛り上げています。祭りで担ぐ神輿は文化財の指定を受けたもので、大切に後世に残していきます。祭りを盛り上げるお囃子には小・中学生も参加し、日頃の練習の成果を発揮します。老若男女、地域のつながりでひと時の夏を精一杯楽しみます。



民生委員児童委員・主任児童委員

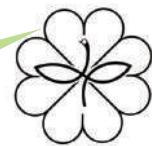
民生委員児童委員は地域福祉をサポートする身近な相談相手です。

住民の立場に立って相談に応じ必要な機関に連絡をとる役割があります。

すべての民生委員は児童委員も兼ねており普段から地域のみなさんのことを見守ってくれています。主任児童委員は児童に関することを専門として、学校や、関係する機関との連絡、調整を行います。



民生委員・児童委員マーク



(2) 市内で活躍中の様々なボランティアグループ・市民活動団体・NPO

大田原市ボランティア連絡協議会(V連)

ボランティア活動の中心となり、住みよいまちづくりを進めていくためにグループ相互の連絡や情報の交換、会員同士の交流や学習を行い、共同で行事を開催しています。

主な活動：ふくしふれあいまつり・「赤い羽根共同募金」街頭募金協力・身障福祉会との交流・手作り弁当・研修など



大田原市社会福祉協議会ボランティアセンターのページはこちらからアクセスできます。

「教師用手引き」では、大田原市内でボランティアの受け入れを行っている施設を探すことができます。



(3)市内の中学生が参加した福祉活動

大田原中学校



夏休みには、地区社協と協力しながら、ひとり暮らしや手助けが必要な高齢者の家庭へ訪問し、弁当と手紙を届けています。



親園中学校



地域の方々を指導者としてお招きし、グラウンドゴルフ大会を実施しています。地域の方と生徒の笑顔が素敵です。

金田北中学校



ミソハギロード(中田原地区)では、毎年ミソハギの刈り込みを行っています。夏にはきれいな花を咲かせます。

若草中学校



猛暑の中、少しでも涼を感じてもらえればと、「若草園」「やすらぎの里」へ暑中見舞いをお届けしています。

野崎中学校



「施設入所の方々との交流活動」を行っています。生徒達自身が「遊び」の内容を考え、交流を図っています。

湯津上中学校



コロナ禍で高齢者訪問ができないため、手作りのマスクを見守り隊を通じて、地域の方に配りました。愛情がこもっています。

金田南中学校



地域の高齢者の方に来校していただき、生徒と交流を図る行事「楽習会」を行いました。昔の金田地区についてのお話を伺ったり、一緒に給食を食べたりしました。



黒羽中学校



毎年12月に山百合荘へのおくりものを作成しています。さかなつりや玉入れなどの遊具も手作りしています。

※大田原市内の中学校によるボランティア活動の一部を載せています。コロナ禍で様々な制限がある中ですが、工夫を重ね新しい取組に挑戦しています。

6 赤い羽根共同募金～自分たちのまちをよくするしくみ～

私たちが身近にできるボランティア活動の一つに募金活動があります。各地域や学校などで様々な募金活動が行われています。赤い羽根共同募金もその一つです。赤い羽根共同募金について学びましょう。

(1) 赤い羽根共同募金の意味と歴史

赤い羽根共同募金は、市民が主体の民間運動として、戦後直後の1947年(昭和22年)に始まりました。当初は戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後地域福祉の推進のために活用されてきました。

創設から70年以上たった今、社会が大きく変化する中で、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は市民主体の運動として進められています。

赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する、「じぶんのまちを良くするしくみ」です。

(2) 赤い羽根共同募金のしくみ

赤い羽根共同募金は、都道府県を単位として毎年1回(10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月間)行われています。各都道府県によせられた寄付金は、各都道府県の配分委員会の審査を経て配られます。募金の約70%は、自分の住んでいるまちの地域福祉活動に使われ、残りの30%が県内の福祉施設や災害支援準備金に活用されます。

(3) 共同募金の特徴

- ・寄付者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。
- ・社会福祉を目的とする事業をする者以外の者に配分してはならない。
- ・募金の配分は委員の承認を得なければならない。
- ・国や地方公共団体は、寄付金の配分について干渉してはならない。

みんなで歌おう。
「おたがいさまのうた」
検索 中央共同募金会



(4) 大田原市内の赤い羽根共同募金の使い道を調べてみよう

<http://hanett.akaihane.or.jp/> 検索「赤い羽根データベース はねっと」

<https://ohtawarashakyo.or.jp> 検索「大田原市社会福祉協議会」

(5) 募金をどのように使ってほしいか、あなたの願いを書こう

III

やってみよう ~私のチャレンジ~

1 地域の特色を考えよう ~「福祉マップ」づくり~

身近にある福祉施設など、福祉に関するものに关心をもとう。また、どのようなものが福祉とつながるのか考え、それについて話し合いをしよう。調査したり話し合ったりすることから、福祉に関する現在の課題と、地域の人に役立つことについて考えてみよう。

※ 地域の状況は、日々変化していきます。道路や施設の新設や、豪雨などの自然災害による新たな危険箇所の発生など様々な要因に対応するために、毎年、確認・改訂するなどの工夫が必要です。

(1) 地域の福祉と私

- ① 今までに学習した福祉活動や体験をふりかえろう。

- ② あなたの身の回りにある福祉施設や活動をあげてみよう。

- ③ “ふだんのくらしのしあわせ”は地域のみんなが感じるのですが、地域にはどのような人が暮らしているか考えよう。

(2) 「福祉マップ」をつくってみよう

まちを様々な視点で見つめ、地域の人たちに役立つマップづくりをしよう。マップづくりを通して、地域の人とのつながりや施設などを考え、自分が生活している地域の一員としての認識を高めよう。さらに、そこから見えてくる課題について考えよう。

- ① どのような「マップ」が考えられるかあげてみよう。
(ハザードマップ・バリアフリーマップ・福祉施設マップ・トイレマップなど)

- ② 地域に暮らすあらゆる人が、不便を感じる場所や、施設を利用しやすくするためのマップのテーマを決めよう。

- ③ マップにまとめよう。

2 体験しよう

地域に住む様々な人たちが共に生きる社会を築くためには、まずお互いをよく知り合うことが大切です。今まで学習したことをもとにして地域に住む様々な住民や地域活動グループと体験を共にしてみよう。

(1) 体験計画を立てよう

①地域の課題や地域活動について調べよう

②体験を共にする地域活動グループの決定

③打ち合わせする内容（活動する日程や内容、ねらいなど）

④活動するときの注意点

(2) 体験を振り返ってみよう

①感想

②これから自分ができること

※ 参考 P 27 資料 3「実際に活動する際に注意すること」

3 未来を考えよう

誰もが、もっと安心して安全に暮らせる地域にするためにはどうしたらよいか考えてみよう。

(1) あなたの住んでいる地域のよさをあげてみよう

(2) あるといいなと思う施設や活動を考えてみよう

あるといいなと思う施設や活動

あるといいなと思う理由はなぜですか。

(3) もっとみんなが協力してまちづくりを行うために、今後自分たちにできることは何かを考えてみよう

資料

1 福祉を学習するときのポイント

地域には、いろいろな人が暮らしています。相手を分かろうとする気持ちを忘れずに、違いを認め合いながら同じ地域に生きる人間としてお互いの心を大切にしましょう。



地域の福祉の課題を地域の人といっしょに考えよう。

- まずは、あいさつから始めよう。
- 「しあわせに生きたい」という願いを知ろう。
- 地域に住むいろいろな人の「暮らし」を知ろう。
- 福祉の学習を通して、たくさんの地域の人とかかわりをもとう。
- わかったつもりは×。いつでも、分かろうとする気持ちを大切に。
- その人の良いところ、すごいところを見つけよう。
- 違いを知って認め合おう。
- 一緒に時間を過ごすことで、仲良くなろう。

地域の方とつながるふくし共育・プログラム紹介

災害と助け合い

自分たちの住んでいる地域にはどんな課題があるか、どんな人たちが住んでいるか学びます。
(グループワーク・災害図上訓練)



～自分のまちをよくするしくみ～

赤い羽根共同募金

募金の使い道と身近な地域福祉活動について学びます。
地域の方と街頭募金で呼びかけます。



ふれあい型食事サービス

ひとり暮らしの高齢者への食事サービスの調理や配達をします。顔の見える関係で安心を届けます。



ひとり暮らし高齢者等の見守り隊

見守り隊員と一緒に高齢者宅を訪問し安否確認します。
交流を図りながら変化に注意します。



みなさんが福祉について学習するとき、社会福祉協議会がお手伝いします。

- 例 ①福祉についてのお話 ②住みよい地域づくりについての話し合い
③地域の方や、生活に不便を感じている方との交流 ④体験活動

2 障害って何だろう ~ともに生きる地域づくり~

(1) 障害って何だろう

みなさんは、障害とは何だと思いますか。

障害とは「生活のしにくさ」のことをいいます。そして、それは社会の中にはあります。

地域には、いろいろな人が暮らしています。その中で、身体の構造や感覚に「特徴」がある人がいます。(大田原市の人口の約1割)その人たちには、様々な場面で「生活のしにくさ」を感じています。

「生活のしにくさ」は、一人一人違います。

考えてみよう	例え…
Q. どのようなことで「生活のしにくさ」を感じていますか。	A. 中学校の文化祭に招待されたが、段差があるため校舎や体育館に入れない。
Q. その人の身体の構造や感覚にどのような特徴がありますか。	A. 胸から下を動かすことができない。
Q. その人ができることは何ですか。	A. 電動車いすに乗って自分で移動できる。 自分で必要な依頼ができる。
Q. どのような配慮(支援)が必要でしょうか。	A. 本人に聞いてみる。 簡易スロープを用意する。 車いすを持ち上げる係を決める。

みなさんがその人の「生活のしにくさ」を知り、その人の身体の構造や感覚の特徴を理解し、必要な配慮や支援「生活のしにくさ」のもとになっている「もの」や「気持ち」を取りのぞくことで、生活しやすくなります。そして、助け合っていろいろな人が生活しやすい「共に生きる地域」を創っていくことが、私たちみんなの責任です。

☆ ICF(国際生活機能分類)の考え方・人の見方

以前は、その人の身体の構造や感覚に「特徴」があることが原因で、生活しにくくなっていると考えていました(個人に原因がある)。

現在は、その人を取り巻く環境に妨げとなることがあります、それを取り除くことで生活がしやすくなると考えています(社会に原因がある)。

そして、その人の「良いところ」や「できること」に注目しています。また、同じような状況の人をまとめて考えていた部分を、一人一人が必要な支援を受けられるように細かく分類しています。



※ ICF (国際生活機能分類 WHO (世界保健機関)が2001年に「生活機能」を分類したものです。

(2) 聞いてみよう

共に生きる地域づくりは、たくさんの人とお話をしても、お互いのことを知り、理解することから始まります。

大田原市にもいろいろな人が住んでいます。お話を聞いてみましょう。



①あなたのことを教えてください。



けがで腰から下が動かないで、車いすを使っています。車を運転して、いろいろなどころに出かけています。地域のいろいろな行事にも参加しています。



私は45歳ですが、字を「読むこと」が苦手です。文字の一部がぼけて見えたり、重なって見えたりします。字体によっては、文字が図形のように見えてしまうこともあります。スマートフォンの文字読み上げアプリなどを活用しながら生活しています。

私はストーマという人工膀胱を着けています。周りからは分かりにくいので、多目的トイレや電車の優先席を使用した時に、「なんであなたがここを使用しているんだ！」と誤解されてしまうことがあります。年1回開催される、同じ「オストメイト」*の人との交流会を楽しみにしています。



私の息子は、知的な発達に遅れがあります。考えることや行動することに時間がかかったり、言葉で伝えることやコミュニケーションが難しかったりします。

見た目では分かりにくいのですが、私は統合失調症という病気で、幻聴や妄想の症状に悩んでいます。意欲がなくなったり、人とかかわりにくくなったりする時もあります。就労支援の事業所で働いています。



*精神の病気には、統合失調症のほかにもいろいろな病気があります。



私は、仕事中に相手から新しいことを一気に説明されて、分からなくなってしまうことがあります。情報量が多いと、自分の中でうまく整理することができず、仕事がなかなか進まなくて困っています。



②わたしたちは、どうすることが大切ですか？

車いすを使っている人たちでも、車いすを使うようになった理由は様々で、人によって生活のしにくさや状況が違います。ぜひ、一人一人のことを知ってほしいと思います。



文字の見え方が違うことを知ってほしいです。文章を区切ったり、ふりがなをふったりすると読みやすくなるので、協力してもらえたうれしいです。

ヘルプマーク*を持っているので、必要なときは力を貸してください。「オストメイト」でも、趣味の旅行を楽しんだり、スポーツにも挑戦したりしています。内部障害のことを知ってほしいです。



*ヘルプマーク… (P33 参照)



たくさんのことToOne度に言わず、分かりやすく物事を伝えてください。一緒に考えること、感じること、心の声に耳をかたむけてください。



幻聴や妄想など、病気の症状には本人が一番苦しんでいます。驚くこともあるかもしれないけれど、病気によりいろいろな症状があることも分かってほしいです。



ゆっくり、はっきりと伝えてほしいです。メモをとったり、録音したりする時間をしてください。また同じことを確認するかもしれません、おこらず優しく接してもらえたなら、安心して働くことができます。



① 私は生まれつき耳が聞こえない「ろう者」です。相手の口を読んだり、手話を使ったりしてコミュニケーションをとっています。耳が聞こえる人と同じように車を運転することができます。視覚的に入る情報を頼りに生活しています。

② 耳が聞こないと、外からの情報が入ってきません。駅でアナウンスがあっても分からぬいし、病院などで呼ばれても気づくことができません。聴覚障害は、見た目では分かりづらい障害です。耳が聞こえない人へ情報を伝える手段がもっと普及してくれたらいいと思っています。

① 私は重度の難聴です。普段の会話をしている声はほとんど聞こえません。補聴器をつけていますが、呼ばれても気がつかないことが多く、無視されたと勘違いされてしまうことが多いです。

② 口の形を読むことができるので、マスクを外してゆっくりはっきりと話してほしいです。大勢で話しているときは、筆談してくれる助かります。その人の障害の程度によって、適切なコミュニケーションの方法も様々なので、一番いい方法と一緒に探してほしいです。



一人一人、違うんだね！色々な人と、もっとお話をしてもみたいなあ！

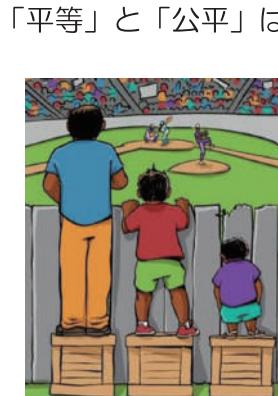
「ろう者」と「難聴者」の手話の違いを見てみよう！



ろう者の手話 中途失聴・難聴者の手話

コラム①

「平等」と「公平」について考えてみよう



3人に同じ踏み台を同じだけ配るのが「平等」

右のイラストならみんなが同じように楽しめるね！

背の低い子に箱を2つあげる調整は誰がするのかな？



3人が同じように楽しめることが「公平」

コラム②

合理的配慮～ともに生きる社会を目指して～

社会のなかでの困りごとがなくなるように、話し合い、お互いを理解し、一人一人の特徴や場面に合わせて無理なく協力して取り組むことを**合理的配慮**と言います。

平成28年4月から始まった障害者差別解消法では、合理的配慮を行うことを求めており、みんながその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会（共生社会）をつくることを目指しています。

3 実際に活動する際に注意すること

(1) 擬似体験ではなく、本物体験をしましょう。

体の不自由な方の擬似体験をしてみるだけではなく、環境の中にある障害を取り除くために、どんなことがされているか本物体験をしてみましょう。本物体験をすれば、自分に何ができるかが分かってきます。

(2) 丁寧な言葉遣いを心がけ、敬語を使って話しましょう。

人と接する時は、だれでも丁寧なあいさつや言葉遣いをするはずです。マナーは守るようにしましょう。また、みなさんよりも人生経験の長い先輩に対して敬意をはらうことも大切です。

(3) どうしたらよいか分からない時は、聞きましょう。

活動しているとき、分からないことがきっとたくさんあることでしょう。また、活動しているとき突然の事態も起こるかもしれません。そういう場合は、自分で解決しようとせずに一緒に活動している大人に聞いてみましょう。

(4) 相手の方と簡単に約束をしてはいけません。

皆さんがあなたを訪問することになるかどうかは、はっきりしていない場合が多いでしょう。守ることができそうもない約束をすることは、相手の方の気持ちを傷つけることもあるのです。

(5) 相手の方からお金や品物を受け取ってはいけません。

相手の方が、感謝の気持ちなどからお金や品物をあげたくなることがあるかもしれません。しかし、さまざまなトラブルの原因にもなるのでお金や品物を受け取ることはやめましょう。ボランティアは見返りを求めない活動です。

(6) 障害や病気が原因の行動を絶対にまねしてはいけません。

地域では、体が不自由な人、車いすを利用している人、寝たきりの人など、様々な生活困難をもっている人が暮らしています。その格好をまねることは大変失礼なことです。決してそのような行動はとらないようにしましょう。

☆ 他に注意することはいか考えてみよう。

4 大田原市内の社会福祉施設

社会福祉施設は、福祉のまちづくりの中で、次のような役割を果たしています。

(1) 社会福祉施設の役割

老人、児童、心身障がい者、生活困窮者等、社会生活を営む上で様々なサービスを必要としている者を支援、育成し、または更正のための各種治療訓練を行い、これら要援護者の福祉増進を図ることを目的としています。

(2) 施設の種類

老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、保護施設、婦人保護施設、児童保護施設、その他の施設があります。また各施設は社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法などの法律に基づき設置されています。サービス内容や目的、費用や料金、利用条件も施設によって様々です。

(3) 設置主体

行政、社会福祉法人、医療法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、株式会社などがあります。

(4) サービス形態

通所型：家から通って、日中だけ施設で過ごす。

入所型：施設に居住地を置き生活を送る。

短期入所型：数日間施設にて生活を送る。

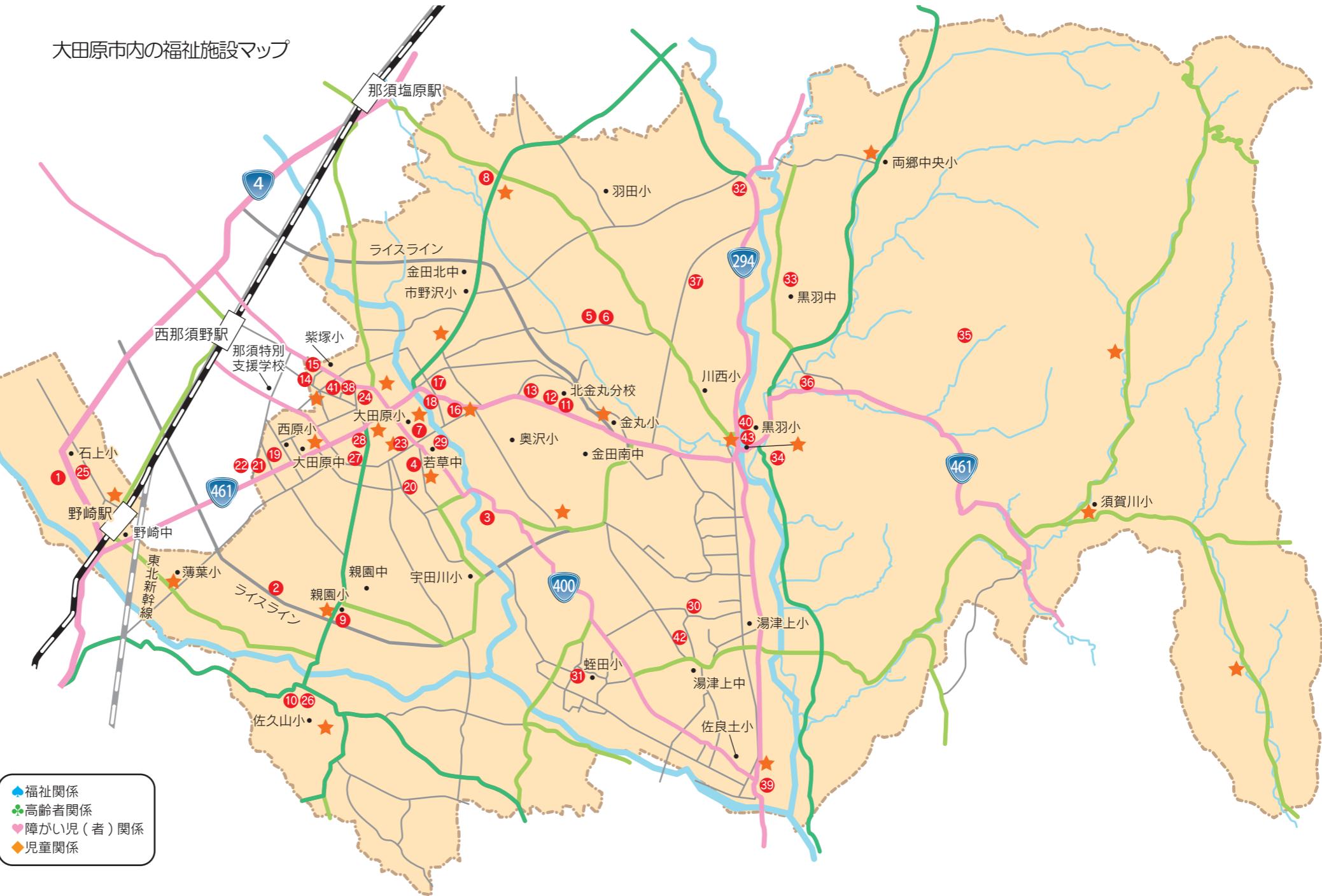
本人の療養、家族の負担軽減を図る。

訪問：支援者が自宅へ伺い生活支援等行う。

複合型：通所型や短期入所・訪問等を組み合わせて提供する。

※詳細 P30～P33 (大田原市内の福祉施設一覧)

大田原市内の福祉施設マップ



○大田原地区

- ① 晴風園
- ② 晴風園みどりの郷
- ③ やすらぎの里大田原
- ④ やすらぎ舎
- ⑤ 若草園
- ⑥ 那須共育学園
- ⑦ 那須共育学園レスピット
- ⑧ リフレ
- ⑨ 藍
- ⑩ 四季の風
- ⑪ かねだの里
- ⑫ つばさ
- ⑬ おおわらマロニエホーム
- ⑭ おおわらマロニエティサービスセンター
- ⑮ おおわらマロニエティケアサービスセンター
- ⑯ なす療育園
- ⑰ サポートハウス那須
- ⑱ SELP みなど
- ⑲ hikari no café
- ⑳ エルムの園
- ㉑ joy's
- ㉒ smile
- ㉓ にちにちそうみはら
- ㉔ にちにちそうふじみ
- ㉕ にちにちそう
- ㉖ にちにちそうかじや
- ㉗ にちにちそうもとまち
- ㉘ すずらん
- ㉙ 同仁苑
- ㉚ あすなろ・あべさんち
- ㉛ 椿寿荘
- ㉜ デイケアセンターおおぞら
- ㉝ だいな若草デイケアサービス
- ㉞ だいなちょくらリハビリ
- ㉟ だいなじっくりリハビリ

○湯津上地区

- ㉛ ほのほの園
- ㉜ ほのほの
- ㉝ かをる
- ㉞ 山百合荘
- ㉟ デイサービスセンター山百合荘
- ㉞ 山百合荘うぐいすの郷
- ㉟ ワークハウス大田原
- ㉞ かりいほ
- ㉞ あゆも
- ㉞ hikari no café 蜂巣小珈琲店

○その他の施設・機関

- ㉛ 保育所 (11か所)
- ㉛ 子育て支援センター (4か所)
- ㉛ 子育てサロン (3か所)
- ㉛ つどいの広場 (2か所)
- ㉛ 高齢者ほほえみセンター (24か所) …地図★マーク
- ㉛ 地域包括支援センター (3か所)
- ㉛ 障害者相談支援センター (1か所)

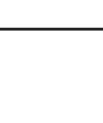
○栃木県の機関

- ㉛ 県北健康福祉センター
- ㉛ 県北児童相談所
- ㉛ 那須特別支援学校

※市内には、このほかにもたくさんのお施設があります。

大田原市内の社会福祉施設一覧

○大田原地区

地図番号・所在地	施設名・種別	種別	QRコード	地図番号・所在地	施設名・種別	種別	QRコード	
① 下石上1258 TEL 29-1790 FAX 47-5607	特別養護老人ホーム 晴 風 園	あ		⑫ 國際医療福祉 リハビリテーション センター 北金丸2600-7 TEL 20-5100 FAX 20-5121	医療型障害児入所施設/療育介護 な す 療 育 園	す		
	晴 風 園 デイサービスセンター	い			身体障害者支援施設 サポートハウス那須	き		
② 実取542-3 TEL 28-3800 FAX 28-3600	特別養護老人ホーム 晴風園みどりの郷	あ		⑬ 北金丸2600-10 TEL 20-2230 FAX 22-2666	特別養護老人ホーム おおたわら風花苑	あ		
	小規模多機能 晴風園みどりの郷	お						
③ 北大和久1-3 TEL 24-0600 FAX 24-2250	特別養護老人ホーム やすらぎの里大田原	あ		⑭ 本町1-2701-229 TEL/FAX 23-6106	障がい者福祉サービス事業所 セ ル ブ S E L P み な と	せ		
	デイサービスセンター やすらぎ舎	い						
④ 若草1-1470-4 TEL 22-2627 FAX 22-2622	養護老人ホーム 若草園	う		⑮ 本町1-2701-23 TEL/FAX 23-2227	ヒカリ ノ カフェ hikari no café	せ・そ		
⑤ 小滝17-18 TEL 24-2620 FAX 24-2710	障害者支援施設 那須共育学園	き			障がい者福祉サービス事業所 エルムの園 (多機能型施設)	こ		
	障害福祉サービス事業 那須共育学園レスピット	こ	⑯ 中田原381 TEL/FAX 22-8011					
⑥ 小滝17-22 TEL 20-5252 FAX 20-5253	放課後等デイサービス リ フ レ	さ				放課後等デイサービス ジョイズ joy's	さ	
	老人デイサービス セ セ ン タ ー 藍	い				児童福祉サービス事業所 スマイル smile	さ	
⑦ 城山1-1334-2 TEL 23-5880 FAX 23-6226	特別養護老人ホーム 四季の風	あ		⑰ 中田原631-3 TEL/FAX 23-6620	放課後等デイサービスセンター にちにちそうみはら	い		
	小規模多機能 四季の風	お			グループホーム にちにちそうふじみ	え		
⑧ 市野沢1843-1 TEL 22-0070 FAX 22-0078	特別養護老人ホーム かねだの里	あ		⑲ 加治屋83-81 TEL 48-7070	特別養護老人ホーム に ち に ち そ う	あ		
	小規模多機能 かねだの里	お			小規模多機能 にちにちそうかじや	お		
⑨ 親園824-1 TEL 53-7393	放課後等デイサービス つばさ	さ		⑳ 元町1-2-23 TEL 23-2111	小規模多機能 にちにちそうもとまち	お		
⑩ 佐久山4427-107 TEL 070-4386-9948	放課後等デイサービス つばさ佐久山事業所	さ			地域活動支援センター すずらん	け		
⑪ おおたわら 総合在宅 ケアセンター 北金丸2600-8 TEL 20-2501 FAX 20-2503	グループホーム おおたわらマロニエホーム	え		㉔ 住吉町1-3-3 TEL 24-2658	介護老人保健施設 どうじんえん	し		
	おおたわらマロニエ デイサービスセンター	い			デイケアセンター 同 仁 苑	か		
	おおたわらマロニエ デイケアサービス	か						

○大田原地区

地図番号・所在地	施設名・種別	種別	
②6 佐久山2274-5 TEL 28-3676 FAX 28-3677	特別非営利法人 あすなろ友の会 グループホームあすなろ 共生型居場所あべさんち	い・え	
②7 末広1-2-5 TEL 23-8880 FAX 23-8882	介護老人保健施設 椿寿荘	か・し	
②8 末広1-2-5 TEL 23-3962 FAX 24-1670	室井病院 デイケアセンター おおぞら	た	
②9 紫塚3-2633-10 TEL 050-8888-1135	だいな若草 デイサービス	い	
紫塚3-2633-10 TEL 050-8885-1136	通所リハビリテーション (デイケア) だいなちょくらりハビリ	か	
紫塚3-2633-12 TEL 20-5078	通所リハビリテーション (デイケア) だいなじっくりリハビリ		

○湯津上地区

地図番号・所在地	施設名・種別	種別	
③0 湯津上5-989 TEL 98-3161 FAX 98-3163	特別養護老人ホーム ほのぼの園	あ	
	デイサービスセンター ほのぼの園	い	
③1 蝶田1795 TEL 98-8355 FAX 98-8356	グループホーム・ デイサービスセンター ほのぼの	い・え	

○黒羽地区

地図番号・所在地	施設名・種別	種別	
③2 寒井1344-2 TEL/FAX 54-3338	小規模多機能 かをる	お	
③3 久野又804 TEL 59-0139 FAX 59-0197	特別養護老人ホーム 山百合荘	あ	
久野又807 TEL 59-8020 FAX 59-8021	デイサービスセンター 山百合荘	い	
久野又808 TEL 59-0139 FAX 59-0197	特別養護老人ホーム 山百合荘 うぐいすの郷	あ	
③4 黒羽田町222 TEL 53-7660	ふるさとセンター那須 ワクハウス 大田原	こ	
③5 北野上3952 TEL 54-2854	障がい者支援施設 かりいほ	か	
③6 前田261-2 TEL 54-3663 FAX 54-3664	障がい福祉サービス事業 あゆも	こ	
③7 蜂巣295 TEL 54-2255	ヒカリノカフェ hikari no café 蜂巣小珈琲店	せ・そ	

○大田原市社会福祉協議会

地図番号・所在地	施設名・種別	種別	
③8 本町1-3-1 市役所A別館1F TEL 23-1130 FAX 23-1138	大田原市社会福祉 協議会本所		
③9 佐良土853 TEL 98-3715 FAX 98-8011	大田原市社会福祉 協議会湯津上支所	詳 細 は P11	
③10 黒羽田町848 TEL 54-1849 FAX 54-1113	大田原市社会福祉 協議会黒羽支所		

※施設・機関名については正式名称で記載しています。

※市内には、この他にも事業所、施設があります。

○大田原市役所

地図番号・所在地	施設・機関名	目的・主な活動等	QRコード
④ 本庁舎3F 大田原市本町1-4-1 TEL 23-1111(代表)	健康政策課 TEL 23-8704	保健予防・保健指導・感染予防	
	福祉課 TEL 23-8707	生活保護・障害者福祉など	
	子ども幸福課 TEL 23-8932	母子健康・児童福祉・保育園・子育て支援など	
	保育課 TEL 23-8769	保育園・学童保育など	
	高齢者幸福課 TEL 23-8740	介護保険・高齢者福祉・基幹型支援センター・介護予防	
⑤ 湯津上支所 湯津上5-1081 TEL 98-2113	総合窓口課 健康福祉係	生活保護・障害者福祉・児童福祉 ・高齢者福祉・介護保険など	
⑥ 黒羽支所 黒羽田町848 TEL 54-1113			

○その他の施設・機関

設置数	施設・機関名	目的・主な活動等	QRコード
★ しんとみ保育園 すさぎ保育園 みはら保育園 保育園チャイルド 保育園ベビーエンゼル おおたわら保育園 かねだ保育園 ひかりのざき保育園 ひかり保育園 くろばね保育園 ゆづかみ保育園	保育所	保護者や家族が働いている、病気であるなどの理由により、家庭において十分保育することができない乳幼児を家庭の保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設	
☆ 市内4か所	子育て支援センター	子育てを支援することを目的とした、親子同士の交流や、子育ての悩みに関する相談の場	
♡ 市内3か所	子育てサロン		
♥ 市内2か所	つどいの広場		
△ 市内24か所	高齢者ほほえみセンター	地域の高齢者が集い、寝たきりや認知症にならなければ、健康相談や、生きがいづくり、閉じこもり予防などの介護予防の施設	
♣ 市内3か所 中央地域包括支援センター 西部地域包括支援センター 東部地域包括支援センター	地域包括支援センター	高齢者に関する介護・福祉・健康・医療等、様々な面から相談を受け、高齢者やその家族を支援する市が運営する機関	
▲ 市内1か所	障害者相談支援センター	障害者(児)やその家族の相談を受け、障害福祉サービスの調整や社会資源の活用、専門機関との連携を図り支援する機関	

○栃木県の機関

所在地	施設・機関名	目的・主な活動等	QRコード
◇ 本町2-2828-4 TEL 22-2257 FAX 23-6980	県北健康福祉センター	県北地域(北那須・塩谷・南那須地区)における保健・医療及び福祉の地域支援に関する栃木県庁の出先機関	
◆ 那須塩原市南町7-20 TEL 36-1058 FAX 37-5799	県北児童相談所	市町と適切な役割分担・連携を図り、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、子どもがかかる問題や子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、一人一人の子どもや家庭に最も効果的な援助、子どもの権利を擁護する栃木県庁の出先機関	
● 那須塩原市下永田8-7 TEL 36-4570 FAX 37-5488	那須特別支援学校	障害の程度が比較的重い児童・生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。小学部、中学部、高等部がある。	

○種別 目的・主な活動等

あ：特別養護老人ホーム	さ：放課後等デイサービス
常に介護を必要とし、家庭での介護を受けることが難しい高齢者を入所により介護する施設	在宅の障害児を介護する家族の負担を軽減し、障害児の社会性・自立性を育て、日常生活の自立援助を実施
い：デイサービス	し：介護老人保健施設
地域の介護を必要とする高齢者が通所し、食事・入浴・生活維持のための運動機能訓練・体操・レクリエーションなどのサービスを行う施設	介護を必要とする高齢者に対し、在宅復帰を目的とし医師の管理のもと、リハビリを中心に看護、介護等を行う。また、在宅での生活を支援する施設
う：養護老人ホーム	す：医療型障害児入所施設
心身、環境など様々な理由から家庭で生活することが困難な高齢者のための入所施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している18歳未満の児童の健康管理を行い、成長・発達を援助し、治療および日常生活の指導をすることを目的とする施設
え：グループホーム(高齢)	せ：障害者福祉サービス
認知症高齢者が家庭的な環境の中で共同で生活し、日常生活を送るための援助を実施する施設	身体・知的・精神障害者に対する就労支援 就労することが困難な在宅の障害者のために、家から通って日常生活に必要な社会性の訓練や職業に就くための訓練をする施設
お：小規模多機能型居宅介護	そ：障害者自立訓練
中重度の要介護者となつても、在宅での生活が継続できるように支援する、小規模な居住系サービスの施設	知的障害者または精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう個別支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行うなどの支援を行う施設
か：デイケア(高齢)	た：デイケア(精神)
心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行う通所施設	心のリハビリを行う。調理や作業等行い日常生活のリズムを整え地域生活を送れるよう支援する通所施設
き：障害者支援施設	
18歳以上の生活上何らかの支援を必要とする障害者が、施設で生活しながら、主体的に地域行事への参加や生活等に関する相談、身体能力や生活能力向上の為の支援を受ける施設	
く：児童心理治療施設	
自宅で十分な介護が受けられない身体障害者に対して施設へ入所して生活介護を提供し、健康管理、機能訓練、余暇活動を行い、利用者の自立と社会参加を促進することを目的とする施設	
け：地域活動支援センター	
在宅の精神障害者に職業訓練等の場を提供し、就労意欲と社会適応能力の回復を図り、社会復帰の促進を行う施設	
こ：障害福祉サービス事業所	
在宅の障害者を介護する家族の負担を軽減し、障害者の社会性・自立性を育て、日常生活の自立援助をする施設、就労をサポートする訓練施設等	

5 福祉に関する表示(マーク)



高齢運転者標識

運転免許をもつ70歳以上の方が、車につけるマークです。



身体障害者標識

運転免許をもつ人で、身体障害がある方が車につけるマークです。

ハート・プラスマーク



からだの内部(心臓、呼吸機能など)に障害のある方を表しています。

このマークをつけてい

る方を見かけたら、電車などの優先席をゆずったり、携帯電話の使用を控えたりしましょう。

国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物や施設であることを表す、世界共通のマークです。

すべての障害を対象としていて、車いすを使っている人に限定して使われるものではありません。

耳マーク



耳が聞こえない方、聞こえにくい

方への配慮を表すマークです。このマークを見かけたら、ゆっくりと話したり、手話や筆談をしたりなど、配慮をしましょう。

ほじょ犬マーク



これは、身体障害者補助犬法を広めるためのマークです。お店の入口などに表示され、「補助犬をこころよく受け入れます」ということを表します。

補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。衛生的に管理され、社会のマナーも訓練しています。

おもいやり駐車スペース利用者証



栃木県では、障害者や高齢者など、移動に配慮が必要な人が使える「おもいやり駐車スペース」をお店や病院などに設置しています。

「利用者証」が必要な人は、市役所で申請すると交付されます。

ヘルプマーク



義足や内部障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮が必要と知らせるマークです。

大田原市では、ヘルプカードを作成しています。カードには、どんな支援をしてほしいか書き入れます。

※内閣府、厚生労働省、警視庁、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、栃木県、大田原市のホームページを参考に作成しています。

6 災害にも強い地域づくり

近年日本各地で、地震の多発、ゲリラ豪雨の増加の傾向により、地震災害・水害・土砂災害、また、大雪による雪害など、多様な自然災害が数多く発生しています。



(1) 災害と助け合い

自然現象は私たちの力では食い止められませんが、災害による被害は、私たちの日頃の努力によって減らすことが可能です。これを**減災**といいます。自助・互助・共助・公助について知り、日頃から「できること」をやっておくことで自分・家族・地域を守りましょう。

自 助	自分の身は自分で守る	自分でできること	防災について学ぶ。 家具の固定、防災用品の点検など
互 助	ご近所や身近な人たち同士が助け合う	近所の人とみんなでできること	日頃から助け合えるつながりづくり。 災害時要配慮者（高齢者、見えない人、聞こえない人、車いす利用者など）
共 助	地域や市民レベルでの支え合い	市民としてできること・関係機関と協力してできること	自主防災組織・見守り隊・地区社協の活動・消防団など。 災害時要配慮者・災害ボランティアセンター
公 助	行政による支援。公的サービスを知る	行政ができること	大田原市地域防災計画に基づく動き

日頃からご近所の方とあいさつをして、地域のつながりを大切にしましょう。また、地域で行う防災訓練や、お祭り、清掃活動に、家族みんなで参加しましょう。



〈参考〉
○内閣府ホームページ
防災情報のページ「みんなで減災」
○減災学習
HUG（避難所運営ゲーム）
DIG（災害図上訓練）

(2) 災害ボランティアセンター

被災した方に寄り添い、困りごとの相談に応じ、全国から集まる災害ボランティアの活動につなげる役割があります。市・市社協・ボランティア団体と協働で運営します。赤い羽根共同募金の災害準備金などが運営資金になります。

ボランティアとして、運営のボランティアとして、支援金を寄付すること等、様々な形で、被災地の支援に貢献することができます。

7 大田原市子ども権利条約

(1) 基本理念

- ① 子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利を尊重し、子どもが安心して自分らしく生きることのできるまちづくりを進めます。
- ② 子どもの権利の意義について理解を深め、子育て及び教育の環境を整え、子どもがみずから成長を実感し、豊かに育つことができるまちづくりを進めます。
- ③ 地域の社会資源を有効に活用し、協働して子育てに取り組み、子どもの権利が最大限に守られ、あらゆる場に参加できるまちづくりを進めます。

(2) 定める権利

1 安心して生きる権利



心身ともに健康で命が守られ、差別や暴力を受けない。
かけがえのない自分を大切にし、一人の人間として尊重される。

2 学ぶ権利



子ども同士が協調し、様々なことを学び、豊かに育つことができる。

3 自分を守り、守られる権利



あらゆる権利が守られ、自分を守るために必要な情報や知識を得ることができる。

4 参加する権利



自由に意見をあらわしたり、集まって仲間を作ったりできる。

ちょっと豆知識

ヤングケアラーを知っていますか？

ヤングケアラーとは、本来大人が行うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことです。

家事や家族の世話に時間を取り、勉強がおろそかになり、本来子どもが経験する団体行動等の活動ができないため、



コミュニケーション能力が低くなる可能性があります。何より、子どもが子どもらしく生きることができません。ヤングケアラーを知っている、もしくは自分がそうかもしれないと思ったら、専門の相談機関に相談してください。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けています



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

8 主な相談先

	相 談 先	内 容	連絡手段	QR コード
心・気持ちの相談	こころのほっとチャット	学校、家族、友だちと起きたどんな「悩み」でも相談してください。	SNS 相談 (LINE, Twitter, Facebookなど)	
	NPO 法人ライフリンク	「死にたい」「消えたい」といったつらい気持ちを安心して話すことができる。	生きづらびっと SNS 相談	
	栃木いのちの電話	つらい気持ちなどについて相談できる。	SNS 相談 (LINE, Twitter, Facebookなど)	
	心の健康相談室	【大田原市】カウンセラーによる対面相談。	健康政策課 健康政策係 TEL 0287-23-8704	
学校についての相談	いじめ相談さわやかテレホン	【栃木県】いじめに関する相談。 (児童・生徒用)	TEL 028-665-9999 全国共通ダイヤル(通話料無料) 0120-0-78310	
	大田原市教育支援センター	スクールソーシャルワーカーによる相談対応。 いじめや不登校などの教育上の相談。	TEL 0287-22-5884 FAX 0287-24-0892 E-mail:kyouiku-center@ohtawara-city.jp	
	栃木県子ども若者・ひきこもり総合センターポラリス★とちぎ	ひきこもり・不登校などの悩み相談。メール相談は受付フォームから。中高年ひきこもり専用電話もあり。	TEL 028-643-3422 FAX 028-643-3452	
	大田原市教育委員会学校 学校教育課 学校教育係	教育・就学相談	TEL 0287-23-3125 FAX 0287-23-3126 E-mail:gakkou-kyouiku@city.ohtawara.tochigi.jp	
どんなことでも相談できるところ	チャイルドラインとちぎ	18歳までの子どもの相談先。悩み、困りごと、話し相手が欲しいとき(チャット可)。	TEL 0120-99-7777	
	子供の SOS の相談窓口	【文科省】いじめ、友だちのこと、不安、悩み	TEL 0120-0-78310	
	よりそいホットライン	暮らしの困りごと、外国語による相談、DV・性暴力、性別の違和や同性愛、死にたいほどつらい、災害で被災など。	TEL 0120-279-338	
	子どもの人権 110 番	【法務省】先生や親には話しにくいこと、どうしたらいいか分からないこと。悩み相談。	TEL 0120-007-110	
	ヤングテレホン・コーナー (栃木県)(警察本部県民相談所)	友人関係・いじめ・ネットトラブル・将来の相談	TEL 0120(87)4152	
	ヤングテレホン・コーナー	【警視庁】友人関係・いじめ・ネットトラブル	TEL 03-3580-4970(直通)	
	BOND プロジェクト	10代20代の生きづらさを抱える女の子のための支援 どんなことでも大丈夫だよ。お話し聞かせてね。	SNS 相談	
家のことの相談	児童相談所相談専門ダイヤル	育児、里親、ヤングケアラーなど子どもの福祉に関する様々な相談※通話料無料	TEL 0120-189-783 (いちはやくなやみを)	
	189(いちはやく)	児童相談所虐待対応ダイヤル※通話料無料	189	
	栃木県県北児童相談所	子どもに関する家庭などからの相談	TEL 0287-36-1058 FAX 0287-37-5799	
の外国人の人	とちぎ外国人相談サポートセンター	外国人向け相談窓口。11言語に対応。	TEL 028-627-3399	
その他	とちぎ若者サポートステーション	働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、「職場定着するまで」を全面的にパックアップする機関	TEL 028-612-2341 FAX 028-612-2343 E-mail:info@tochigi-saposute.jp	
	スマート保健相談室	【厚生労働省】若者向けに、性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口の情報を提供する健康相談支援サイト。		
	まもうようこころホームページ	【厚生労働省】窓口の検索、紹介ができるサイト。		
	あなたのいばしょ	24時間365日、年齢や性別を問わず、無料・匿名で利用できるチャット相談窓口。	チャット窓口相談	

～福祉とは、みんなの「ふだんのくらしのしあわせ」

じぶんのしあわせ、みんなのしあわせを、いっしょに考えていくこと～

あなたは、「ともに生きる」を読んでどんなことを考えましたか。

この本を、福祉のこと、自分のこと、友だちのこと、家族のこと、地域のこと、また、そのつながりなどを考えるきっかけにしていただければと思います。

あなたの心の中で生まれた「福祉」の芽が大きく育ち、すてきな花を地域で咲かせることを願っています。

おわりに、「ともに生きる」を編集するにあたり、ご協力いただきましたみなさまに、心より感謝申し上げます。

おおたわら小・中学校福祉教育(ふくし共育)研究会

会長 飯村成子（大田原市立奥沢小学校校長）

副会長 國嶋泰志（大田原市立野崎中学校教頭）

副会長 小西久美子（大田原市ボランティア連絡協議会会長）

アドバイザー 大石剛史（国際医療福祉大学医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科准教授）

中学校部会

部会長 國嶋泰志（大田原市立野崎中学校教頭）

副部会長 小西久美子（大田原市ボランティア連絡協議会会長）

委員 関谷紘樹（大田原市立大田原中学校教諭）

塩原亜紀（大田原市立若草中学校教諭）

星恭古（大田原市立親園中学校教諭）

瓦葺薰（大田原市立金田北中学校教諭）

田代陽子（大田原市立金田南中学校教諭）

新井智幸（大田原市学校教育課指導主事）

大槻睦美（西部地区社会福祉協議会協議体委員）

益子悟美（両郷地区社会福祉協議会会計）

竹村義正（ふくし共育ボランティアグループささえ役員）

鏑木哉文（中高生が考える福祉のまちづくり実行委員会）

※ 敬称略、所属は令和5年3月現在です。